

## 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和5年白老町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

### (禁止区域)

第3条 条例第8条の2第10号に規定する区域は、別表に掲げる区域とする。

### (事前協議)

第4条 条例第11条の規定により事前協議をしようとする者は、事業計画概要兼事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 禁止区域及び抑制区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号）
- (2) 近隣住民等範囲説明書（様式第3号）
- (3) 設計説明書兼工事計画書（様式第4号）
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの
- (5) 再生可能エネルギー発電設備維持管理計画書（様式第5号）
- (6) 再生可能エネルギー発電設備撤去計画書（様式第6号）
- (7) 事業区域に係る土地所有者一覧
- (8) 事業区域に係る土地の全部事項証明書
- (9) 事業区域に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準じる図面の写し
- (10) 位置図
- (11) 区域図
- (12) 土地求積図又は地積測量図
- (13) 現況図及び現況写真
- (14) 土地利用計画平面図及び断面図
- (15) 排水計画平面図及び断面図
- (16) 雨水排水計算書
- (17) 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図

- (18) 資金計画書
- (19) 保険加入計画書
- (20) その他町長が必要と認める書類等

2 町長は、事前協議が完了した場合は、事前協議完了書（様式第7号）により、協議者に対して通知するものとする。

（近隣住民等への説明）

第5条 事業者は、条例第12条第1項の規定により事業計画概要を公表するときは、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「インターネット等」という。）により公表し、発電事業を実施している間、閲覧可能な状況を保たなければならない。

2 事業者が条例第12条第2項の説明会（以下「説明会」という。）において説明する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画概要兼事前協議書の記載事項
- (2) 土地利用計画
- (3) 土砂災害等の発生防止のための方策
- (4) 自然環境の保全のための方策
- (5) 生活環境の保全のための方策
- (6) 景観の保全のための方策
- (7) 近隣住民等との調和に関する方策
- (8) 維持管理及び撤去の計画（撤去後の土地利用方針を含む。）
- (9) 非常時の対応
- (10) その他町長が必要と認める事項

3 事業者は、近隣住民等の参集の便及び人数を考慮して説明会開催の日時及び場所を決定するものとする。

4 事業者は、説明会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、インターネット等、郵送その他の町長が定める方法により、近隣住民等に通知しなければならない。

- (1) 説明会の開催日時及び開催場所
- (2) 事業計画概要のうち基本的事項及び第1項の規定により公表された事業計画概要の閲覧方法
- (3) 説明会に係る担当者の氏名及び問合せ先
- (4) 説明会に参加しない近隣住民等の意見提出方法

5 条例第12条第4項の規定による届出は、説明会等結果報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付してこれを町長に提出しなければならない。

- (1) 説明会における説明資料

- (2) 説明会の議事録
- (3) 説明会の際及びその後に提出された意見に対する協議経過及び回答内容

(設置許可)

第6条 条例第13条第2項の規定に基づき、設置許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置許可申請書（様式第9号）に次に掲げる書類等を添えて、申請をしなければならない。

- (1) 第4条第1項各号に規定する書類等
- (2) 防災計画書（様式第10号）
- (3) 再生可能エネルギー発電設備撤去後の措置を示した平面図
- (4) 排水施設及び防災施設の構造図
- (5) 排水流域図
- (6) 擁壁の構造計算書
- (7) 公共施設管理者及び排水先の水利権者の同意書
- (8) その町長が必要と認める書類等

2 町長は、前項による申請があった場合、その内容を審査し、設置許可（不許可）通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(設置許可の基準)

第7条 条例第13条の2第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。
- (2) 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。

2 条例第13条の2第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和すること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものでないこと。
- (3) 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台が、低反射のもので、かつ、周囲の景観に調和すること。

3 条例第13条の2第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が、事業区域及びその周辺地域の騒音規制基準に適合すること。

- (3) パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他のパワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講じること。
  - (4) 再生可能エネルギー発電設備を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整備されていること。
  - (5) 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講じること。
- 4 条例第13条の2第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 再生可能エネルギー発電設備が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。
  - (2) 事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定が確認されていること。
  - (3) 事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地質調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りでない。
  - (4) 設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。
  - (5) 設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。
  - (6) 再生可能エネルギー発電設備の設置の計画に、再生可能エネルギー発電設備の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。
  - (7) 原則1.5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に立ち入ることができないようにするための措置を講じること。
  - (8) 原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。
  - (9) 太陽光発電設備が、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法（昭和25年法律201号）その他関係法令の規定に適合するものであること。
- 5 条例第13条の2第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 造成の計画が、盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参宅第12号5農振第650号5林整治第244号）及び同解説に示す基準に適合するものであること。
  - (2) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「盛土規制法政令」という。）第8条の規定に適合するものであること。
  - (3) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他必要な措置を講じること。

- (4) 地山と盛土部分に滑りが生じないように、段切りその他の必要な措置を講じること。
  - (5) 盛土部分の土砂の崩壊防止のため、1層(おおむね30cm以下の厚さとする。)ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。
  - (6) 透水層の設置、地滑り防止ぐいの設置その他盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講じること。
  - (7) 造成によって生じる崖の崖面を風化その他浸食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。
  - (8) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第9条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定に、それぞれ適合するものであること。
  - (9) 排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。
- 6 条例第13条の2第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 排水施設が、事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電設備の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。
  - (2) 事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。
  - (3) 事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。
  - (4) 法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講じること。
  - (5) 再生可能エネルギー発電設備の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。
  - (6) 原則として事業区域内での浸透処理とし、やむを得ない場合のみ事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。
- 7 条例第13条の2第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1項に規定する道路、農道その他公衆用道路等の公に解放された道路をいう。以下同じ。)において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講じること。
  - (2) 主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として6メートル以上確保されていること。

- (3) 大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講じること。
- (4) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員が4メートル以上となるように必要な措置を講じること。

(変更許可申請及び軽微変更)

第8条 条例第13条第3項の規定による変更許可の申請をする許可事業者は、変更許可申請書(様式第12号)に、第4条各号に規定する書類等のうち町長が必要と認めるものを添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の変更許可申請があったときは、その内容を審査し、変更許可(不許可)通知書(様式第13号)により通知するものとする。

3 条例第13条第3項ただし書の規定による軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積を変更する行為であって、当該行為により事業区域の面積が変更前の事業区域の面積より減少する変更
- (2) 環境の保全、災害の発生の防止等に著しい影響を及ぼすおそれがないものとして町長が認める変更
- (3) 前項に掲げるもののほか、町長が認める変更

4 許可事業者は、前項の軽微な変更がある場合は、軽微変更届(様式第14号)により町長に届出を行わなければならない。

(協定の締結)

第9条 条例第14条第1項の規定による協定においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理に関する事項
- (2) 落雷、浸水、暴風、大雨、大雪、地震等により再生可能エネルギー発電設備が破損した場合の措置に関する事項
- (3) 再生可能エネルギー事業の廃止後の再生可能エネルギー設備の撤去その他の措置に関する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

(工事着手の届出)

第10条 条例第15条の規定による届出は、設置工事着手届(様式第15号)によるものとする。

(工事完了の届出)

第11条 条例第16条第1項の規定による届出は、設置工事完了届(様式第16号)

によるものとする。

2 条例第16条第2項の規定による通知は、完了検査結果通知書（様式第17号）によるものとする。

（標識の掲示）

第12条 条例第18条第1項の規定による標識は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業の名称
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の種別
- (3) 事業者名及び連絡先
- (4) 事業区域（所在地住所、面積）
- (5) 発電出力
- (6) その他町長が必要と認める事項

（維持管理に関する報告等）

第13条 条例第19条第1項の規定による維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域が、土砂災害の防止及び周辺地域の環境の保全に生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されること。
- (2) 再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の周辺において、土砂災害その他の自然災害等が発生するおそれがある場合は、当該再生可能エネルギー発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全に支障を生じさせないために必要な措置が速やかに講じられること。
- (3) 再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、速やかに当該再生可能エネルギー発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。

2 条例第19条第2項の規定による報告は、維持管理等報告書（様式第18号）に、再生可能エネルギー設備及び事業区域内の状況が確認できる写真を添えて、翌年度の6月末日までに行うものとする。

（再生可能エネルギー発電事業の承継）

第14条 条例第20条の規定による届出は、事業承継届出書（様式第19号）により行うものとする。

（廃止の届出）

第15条 条例第21条第1項の規定による届出は、事業廃止届（様式第20号）によ

り行うものとする。

2 条例第21条第3項の規定による届出は、廃止完了届（様式第21号）に次の書類を添えて、当該再生可能エネルギー事業の廃止が完了した日から30日以内に行うものとする。ただし、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第11条第1項の規定による届出を行う事業者にあつては、当該届出が担当経済産業局に受理された日から30日以内に届け出るものとする。

- (1) 再生可能エネルギー設備の撤去の状況が分かる写真
- (2) 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第11条第1項の規定による届出を行う事業者にあつては、担当経済産業局に提出し、受理された「再生可能エネルギー発電事業廃止届出書」の写し

（身分証明書）

第16条 条例第23条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第22号）によるものとする。

（指導、助言及び勧告）

第17条 条例第24条第1項の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第23号）によるものとする。

2 条例第24条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第24号）によるものとする。

（措置命令）

第18条 条例第25条第1項の規定による措置命令は、事業中止（是正措置）命令書（様式第25号）によるものとする。

（公表）

第19条 条例第27条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書（様式第26号）によるものとする。

2 事業者は、条例第27条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書（様式第26号）によるものとする。

（審議会の会長及び副会長）

第20条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として非公開とする。ただし、会長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第22条 審議会の庶務は、町民生活部町民サービス課において処理する。

(情報の開示)

第23条 条例第28条第3項の規定により公表するときは、インターネット等により行うものとし、発電事業を実施している間は閲覧可能な状態を保たなければならない。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区域の名称	対象区域
禁止区域	(1) 環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」に選定されているヨコスト湿原及びホロホロ湿原 (2) 林野庁の「レクリエーションの森」に選定されているポロト自然休養林及びその周辺 (3) 支笏洞爺国立公園特別地域にある倶多楽湖及びその周辺地区 (4) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める区域

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。